

平成 2 3 年度第 2 回独立行政法人造幣局契約監視委員会議事概要

- 開催日時及び場所 平成 2 3 年 1 2 月 1 3 日 (火) 1 0 時 ~ 1 2 時 造幣局会議室
- 委員 相原 隆 (関西学院大学法学部 教授)
 谷口勢津夫 (大阪大学大学院高等司法研究科 科長)
 松川 正毅 (大阪大学大学院高等司法研究科 教授)
 森山 潔 (独立行政法人造幣局 監事)
 和田 馨 (独立行政法人造幣局 監事)
- 審議対象 1) 「随意契約等見直し計画」 (平成 2 2 年 5 月) の実施状況
 2) 平成 2 3 年度上半期における競争性のない随意契約等の点検・見直し
 ・平成 2 3 年度上半期における「競争性のない随意契約」 9 件
 ・平成 2 3 年度上半期における「一者応札・一者応募契約」 9 件
 計 1 8 件
 3) 2 か年度連続して一者応札・応募となった案件 4 件
- 委員からの意見・質問、それに対する回答等
 下記のとおり
- 委員会による意見の具申又は勧告の内容
 なし

意見・質問	回答
<p>『「随意契約等見直し計画」の実施状況』について</p> <p>見直し計画が公告期間の延長ぐらいしかないという状況は、手詰まりで、よろしくないと思うので、仕様書の変更等いろいろな手段が使えるようにすべきだと思うが、アルミ円形の調達において、調達数量が少なくなったため、計画した仕様書の見直し (支給材の増量) ができなかったとのことだが、調達数量の減少は予測できたのではないか。</p> <p>一者応札・応募の案件について、改善策として公告期間の延長が計画されているが、効果がなかった場合、翌年度は再延長することも考えているのか。</p>	<p>計画策定時において予測していた調達数量が予測以上の大幅な減少となったものである。</p> <p>再延長についても検討している。</p>

レトルト（円形焼鈍炉部品）取替作業は、計画上「公募」に移行する予定が「一般競争」となっており成功事例といえると思うが、要因は何か。他のケースに応用できないのか。

『平成23年度上半期における競争性のない随意契約等の点検・見直し』について

2回一般競争に付して不落となり、その後公募で契約している案件があるが、当初から予定価格の設定を考えるべきだったのではないか。

貨幣検査機の点検を「随意契約」から「公募」に移行する説明の中で、権利関係のことだけが書かれていて、貨幣の偽造防止関係の要因がどう解消したのか書かれていないが、どうなったのか。

公告周知方法の改善は、あまり効果がないとのことだが今後も努力することは必要ではないか。

『2か年連続して一者応札・応募となった案件のフォローアップ』について

新溶解設備では、メンテナンスコストをできるだけ縮減しうるような方策を検討することのことだが、契約方式の改善とどうつながるのか。

貨幣極印用の特殊な鋼材を探しているとのことだが、見つかって、その鋼材メーカーが一者応札することになるのではないか。

特殊なパッキンを購入して支給し、それ以外の部分を専門業者に依頼するようにしたものであり、他のケースについても努力している。

当局の考え方と業者の考え方に相違があることも考えられるので、それを検証する意味もあったことをご理解願いたい。

貨幣検査機のソフトに組み込まれている貨幣の選別に関する情報を提供することが、貨幣の偽造に直接結びつくものではないことが確認されたためである。（資料に追記することとした。）

業界へのアプローチ等今後も努力は続けていきたい。

新設備の導入に当たっては、総合評価落札方式を採用し、汎用的な設備とすることにより、設備導入後のメンテナンスにあたっては、複数入札を可能とし、結果としてメンテナンスコストの縮減が期待できるということである。

ISOやJISに対応した汎用的なものの中から探しているところであり、複数入札が期待できるということである。